

マイナポータル「子育てワンストップサービス」 を使った保育の電子申請開始について



京都市では、マイナポータルの「子育てワンストップサービス」を使った、保育の現況届の提出や、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所等の利用申込みを平成30年6月から開始します！

1 サービス内容及び開始時期

内容	時期
保育利用現況届出書（平成30年度分）	平成30年6月25日（月）
保育園（所）の利用申込み（平成30年8月以降申込分）※	平成30年6月末
保育園（所）の利用申込み（平成31年4月分）※	平成30年11月上旬予定
支給認定申請（1号・2号・3号）	平成30年6月末

※ 保育園（所）の利用申込みについては、申込書の提出後、区役所・支所の子どもはぐくみ室へ来所いただき、面接を受けていただく必要があります。

2 マイナポータル及び「子育てワンストップサービス」の利用方法

マイナポータルを利用するには、①マイナンバーカード、②パソコン及びICカードリーダーライター又は③マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（平成30年6月時点でAndroidのみ）が必要です。

マイナポータルへのログインについてご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください（0120-95-0178におかけ頂いた後、「4番」のマイナポータルをご選択ください。）。 ▶マイナポータルサイト：<https://myna.go.jp/>

3 子育てワンストップサービスでできること

(1) ぴったりサービス

利用者はログインすることなく、ワンストップサービスでご自身の状況にあったサービスを探すことができます。

(2) 電子申請（オンライン申請）

利用者は申請事項の入力や、ファイルの添付のうえ申請を行うことができます。必要に応じてマイナンバーカードを用いて電子署名を付けることが可能です。

電子申請を初めて利用する場合は… マイナンバーカードを取得し、パソコン又はマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンでマイナポータルアプリケーション「マイナポータルAP」をインストールしてください。

4 子育てワンストップサービスを用いた現況届出書の提出方法

※ 現況届出書の提出締切日や添付書類等については、毎年6月下旬に配布する案内を御参照ください。

- ① マイナポータルにログインします（マイナンバーカードとマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）の入力が必要です）。
- ② サービス検索ページから、京都府京都市の「現況届出書」にチェックを入れ、「申請する」をクリックします。
- ③ メールアドレス、電話番号を入力し、申請画面へ進みます。
- ④ 指示に従ってそれぞれの申請内容を入力してください。
- ⑤ 世帯状況や保育が必要な事由に応じて添付書類が異なります。書類については、画面の指示に従いファイル（スキャナー読み取り、カメラ撮影、データ保存、いずれも可。PDF、XLSX、DOCX、JPG 可。）を添付してください。添付できなかった書類については郵送で御提出ください。

《添付が必要な書類》

保育が必要な事由に応じた添付書類

- ・ 就労証明書
- ・ スケジュール申告書
- ・ り災証明書
- ・ 母子手帳の写し又は出産証明書
- ・ 診断書、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し
- ・ 求職活動申告書及び求職活動の内容が分かる書類（ハローワークカードの写し等）
- ・ 在学証明書
- ・ 時間割表、シフト表など

※ 原則、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの場合は手帳の写し添付は不要ですが、京都市で確認できない場合は後日提出を求めることがありますので、御了承ください。

※ 子育てワンストップサービスを利用して現況届出書を提出いただく場合に限り、就労証明書等の原本提出を不要とします。添付ファイルが不鮮明であった場合等には、原本を確認させていただくことがありますので、原本は、保管しておいてください。

- ⑥ 手続は以上です。保育園から提出を求められた場合は、ワンストップサービスを利用した旨をお伝えください。

5 子育てワンストップサービスを用いた保育利用申込み及び支給認定の申請の方法

※ 年度途中の保育利用申込みの締切日は、利用開始希望月の前月10日（閉庁日の場合は前開庁日）です。締切日までに申請が完了している必要がありますので御注意ください。

① マイナポータルにログインします（マイナンバーカードとマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）の入力が必要です）。

② サービス検索ページから、京都府京都市の「保育施設等の利用申込」と「支給認定の申請」にチェックを入れ、「申請する」をクリックします。

※ 幼稚園や企業主導型保育事業、事業者内保育事業所の従業員枠での利用のため、支給認定のみ必要な場合は「支給認定の申請」にチェックしてください。

③ メールアドレス、電話番号を入力し、申請画面へ進みます。

④ 指示に従ってそれぞれの申請内容を入力してください。

⑤ 世帯状況や保育が必要な事由に応じて添付書類が異なります。原本の提出が必要な書類は、来庁時にお持ちいただくか、郵送で御提出ください。写しで良い書類については、画面の指示に従いファイル（スキャナー読み取り、カメラ撮影、データ保存、いずれも可。PDF, XLSX, DOCX, JPG 可。）を添付してください。

《添付が必要な書類》

ア 保育利用申立書

イ 保育が必要な事由に応じた添付書類

- ・就労証明書（★要原本）
- ・スケジュール申告書
- ・り災証明書（★要原本）
- ・母子手帳の写し又は出産証明書
- ・診断書（★要原本）、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し
- ・求職活動申告書及び求職活動の内容が分かる書類（ハローワークカードの写し等）
- ・在学証明書
- ・時間割表、シフト表など

※ 原則、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの場合は手帳の写し添付は不要ですが、京都市で確認できない場合は後日提出を求められることがありますので、御了承ください。

ウ 世帯状況等により必要な添付書類

- ・平成29年度、30年度市民税課税証明書（★要原本）又は海外居住に係る収入申告書（★要原本）
- ・同時利用軽減届出書（きょうだい利用）（★要原本）
- ・資格職であることを証する書類の写し（保育士証、幼稚園教諭免許状、保健師免許証、看護師免許証、管理栄養士免許証、栄養士免許証、調理師免許証など）

※ 支給認定のみ希望される方は、イの書類のみ御提出ください。

- ⑥ 申請後にお住まいの地域の区役所・支所の子どもはぐくみ室に来庁いただき、個別面談を行います。日時については、申請前後に直接ご相談ください（支給認定のみの場合は面談不要）。

《面談時に持参いただくもの》

- ア 上記書類のうち原本提示が必要なもの（★印）
- イ 世帯全員の通知カード及び来庁される方の身分証明書、又は個人番号（マイナンバー）カード
- ウ 朱肉使用の印鑑（シャチハタ等は不可）
- エ 未提出の書類（不足書類がある場合のみ）

※ 4月申込みの場合、提出後一斉面接を行います（日時は平成30年10月下旬配布予定の申込冊子に記載）。第一希望施設が該当する日時に面接会場までお越しください。

- ⑦ 申込月の20日頃に支給認定証及び利用調整結果通知を御自宅に送付します（マイナポータルへの通知（プッシュ型通知）には対応していません）。入園が決まった場合は、保育施設等から入園手続に関する御案内があります。

※ 支給認定のみ申請された場合は、申請から2週間後に支給認定証を送付します。

※ 4月申込みの場合は、3月初旬までに、支給認定証及び利用調整結果通知を御自宅に送付します（マイナポータルへの通知（プッシュ型通知）には対応していません）。入園が決まった場合は、保育施設等から入園手続に関する御案内があります。入園が保留になった場合は、二次申請に関する御案内を保留通知に同封しておりますので、必要に応じて手続をしてください（オンラインによる申請はできませんので、直接窓口までお越しください）。

6 電子申請に関する留意事項

- ・ 現況届出書及び保育利用申込みにあたって不明な点は、お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室にお問い合わせください。
- ・ マイナポータルの操作方法についてはお答えできませんので御注意ください。
- ・ 保育利用申込みにあたっては、希望される施設すべてに見学されたうえで申込みされることをお勧めします。内定辞退は原則としてできません。
- ・ オンラインでの御提出後、世帯状況や保育が必要な状況、希望施設等について変更がある場合は、速やかにお住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室にお届けください。オンラインで変更することはできませんので御注意ください。

▶京都市情報館「平成30年度保育利用申込みの御案内」:

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227021.html>

▶マイナポータル: <https://myrna.go.jp/>

▶「子育てワンストップサービス」: <https://app.oss.myna.go.jp/>

